

議 会 資 料	議案第 20 号
地域福祉課	

志摩市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

自然災害により亡くなられた市民の遺族や著しい障がいを受けた市民に対し災害弔慰金や災害障害見舞金を支給するに当たり、近年の大災害においては、災害による直接死だけでなく、避難生活による体調や持病の悪化等による災害関連死や、障がいがある自然災害によるものかを判断する上で、より専門的な知識が必要とされています。

これを受けて、災害関連死や障がいがある自然災害によるものか判断が難しい場合に、市長からの諮問を受けて、専門的な立場から審査を行う災害弔慰金等支給審査委員会を設置するため、条例改正を行うものです。

2. 改正する条例の要点

第 5 章を第 6 章に改め、第 4 章の次に「第 5 章 志摩市災害弔慰金等支給審査委員会」を新たに加え、志摩市災害弔慰金等支給審査委員会の設置について規定します。

3. 改正による効果等

志摩市災害弔慰金等支給審査委員会を設置することで、災害弔慰金や災害障害見舞金を支給するに当たり、公平かつ適切な審査を行うことができるようになります。

現行	改正後（案）
目次	目次
第1章 総則(第1条・第2条)	第1章 総則(第1条・第2条)
第2章 災害弔慰金の支給(第3条―第8条)	第2章 災害弔慰金の支給(第3条―第8条)
第3章 災害障害見舞金の支給(第9条―第11条)	第3章 災害障害見舞金の支給(第9条―第11条)
第4章 災害援護資金の貸付け(第12条―第15条)	第4章 災害援護資金の貸付け(第12条―第15条)
<u>第5章 補則(第16条)</u>	<u>第5章 志摩市災害弔慰金等支給審査委員会(第16条)</u>
附則	<u>第6章 補則(第17条)</u>
	附則
	<u>第5章 志摩市災害弔慰金等支給審査委員会 (志摩市災害弔慰金等支給審査委員会の設置)</u>
	<u>第16条 市の災害弔慰金及び災害障害見舞金(以下「災害弔慰金等」という。)の支給に関する事項を調査審議するため、法第18条の規定に基づき、志摩市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。</u>
	2 <u>前項に規定する委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u>
<u>第5章 補則</u>	<u>第6章 補則</u>
(委任)	(委任)
<u>第16条</u> (略)	<u>第17条</u> (略)